

公益法人等制度改革に関する対話フォーラム
～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～
【概要】

1 開催概要

- 開催日時：令和5年12月13日（水）13:00～15:40
- 開催場所：国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟
小ホール
（東京都渋谷区代々木神園町3-1）
- 主催：内閣府
- 参加者：会場参加103名（登壇者・運営者を除く）
WEB参加629アカウント（延数） 【ハイブリッド開催】

2 内容

- (1) 開会挨拶 加藤 鮎子 内閣府特命担当大臣（ビデオメッセージ）



- (2) 特別来賓挨拶 後藤 茂之 衆議院議員（ビデオメッセージ）



(3) 基調報告 北川 修 内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

【報告内容】

- ・ 改革の意義
- ・ 公益法人・公益信託制度改革の概要
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案の検討内容
- ・ 公益信託に関する法律案の検討内容
- ・ 改革スケジュール
- ・ 公益認定行政のDX・透明化の推進 等



(4) パネル・ディスカッション

① 参加者

【パネリスト】(五十音順)

あめみや たかこ
雨宮 孝子

公益財団法人公益法人協会理事長
内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」座長

いしづ としえ
石津 寿恵

明治大学経営学部専任教授

おかの さだひこ
岡野 貞彦

公益社団法人経済同友会事務局長・代表理事
内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」構成員

たかやま まさしげ
高山 昌茂

公認会計士、協和監査法人代表社員、公益社団法人非営利法人研究学会常任理事
内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」座長代理

たなか ふみあき
田中 文明

一般社団法人信託協会一般委員長
みずほ信託銀行株式会社常務取締役

てぐち まさゆき
出口 正之

公益財団法人助成財団センター理事長

はせがわ ともこ
長谷川 知子

一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」構成員

めら はるか
米良 はるか

一般社団法人インパクトスタートアップ協会代表理事
READYFOR 株式会社 代表取締役 CEO
内閣官房「新しい資本主義実現会議」有識者構成員

【コーディネーター】

まつまえ えりこ
松前 江里子

日本公認会計士協会テクニカルディレクター（非営利担当）
内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」専門委員



② プレゼンテーション

(i) 田中 文明 先生

「民間公益活動の活性化に向けた
これからの公益信託」



(ii) 米良 はるか 先生

「新しい資本主義の実現に向けて」、「新しい時代の公益に期待すること」



③ 自由討議

<テーマ>

- ・公益法人の発展とガバナンス
- ・「新しい公益信託」による公益の活性化
- ・「新しい公益行政」、多様なパートナーシップ

(5) 質疑応答



(6) 閉 会



3 パネリスト等からの主な意見

- ・ 今回の改革は、「市場原理で行き届かなかった社会的課題にきめ細かく対応する」、「社会的課題解決を成長のエンジンにする」といった新しい資本主義の目指す方向性に合致するもの。
- ・ 今回の財務規律の柔軟化・行政手続の合理化などの改革により、新しく社会的課題に取り組む法人・プレイヤーが増え、また、それらへの人材・資金の流れが増加することに大きく期待。わくわくするような改革。
- ・ 公益行政は、これまでの「監視・監督」中心から、「対話・推進」に重点を移すことが重要。
例えば、「自律的ガバナンス強化」といっても、小規模な法人運営の実態では外部理事を確保することは簡単ではない。政府や中間支援団体による支援・環境整備も重要。
- ・ 今回の改革において「立法趣旨を条文上明確化する」という考え方は良いと思う。
- ・ 制度改革に併せて、行政担当者の知識・意識のブラッシュアップが必要。
同時に法人側も、積極的に社会的課題に取り組むマインドセットが必要である。公益法人が成長していくためには、法人の「パーパス」に立ち返りつつ、中長期的な経営の視座を持つことも重要。
- ・ 会計基準は複雑であり、小規模法人にとってはハードルが高い。
大規模法人だけでなく小規模法人も共に発展していくことが大事であり、規模に応じた段階的な義務付けなどを考えてもよいのではないか。
- ・ 情報開示は、情報の「利用者」の視点に立って進めることが重要。一元的な情報プラットフォームが必要であるし、また、例えば寄附者の視点からすれば、寄附がどのように使われるのかを明らかにすることが大事。
- ・ 公益信託は、これまで金銭に限定されていたが、金銭は相続人の間で分配しやすい。今後、不動産等が含まれるようになると、それらの財産には「管理負担」があるため、相続するのではなく公益信託という仕組みを使って寄附するという流れができるのではないかと期待。
また、これまで、少額の財産をお持ちの方に、公益信託という選択肢が知られにくかった。今後様々なプレイヤーが受託者として参入することで、幅広い人に対して、公益信託という選択肢をお知らせしやすくなるのではないかと期待。
- ・ 今回だけにとどまらず、今後の更なる改革にも期待。また、引き続き内閣府との「対話」を続けていきたい。